

一般財団法人 社会変革推進財団 専門家アドバイザーの委嘱に関する規程
(2020年2月26日制定)

第1条（目的）

本規程は、一般財団法人社会変革推進財団（以下、「本財団」という。）において、本財団の事業推進に当たって専門的見地から知見や助言を得ること等を目的として、専門家アドバイザーを委嘱するために必要な事項について定める。

第2条（専門家アドバイザー）

専門家アドバイザーは、①投資や金融の専門家、②社会的インパクト評価・社会的インパクトマネジメントの専門家、③社会起業家育成の専門家など、本財団の事業推進に貢献することが見込まれる専門家に委嘱する。

専門家アドバイザーは、10名程度までとする。

第3条（選任）

専門家アドバイザーの選任は、業務稟議にて決裁する。決裁後に委嘱状（就任依頼書）を發出し、就任承諾書の提出を求める。

第4条（任期）

専門家アドバイザーの任期は、原則として1年間とする。ただし、再任を妨げない。

第5条（報酬）

専門家アドバイザーに対して支払う報酬の額は、代表理事が別に定める。

第6条（公開）

専門家アドバイザーの氏名は、原則として公開する。

第7条（知見等の共有）

専門家アドバイザーから得られた知見や助言は、本財団において活用するほか、必要に応じて本財団が支援する他の機関と共有できることとする。

第8条（改廃）

本規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則

本規程は、2020年2月26日から施行する。